

## 令和2年第12回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

令和2年12月10日（木）午後3時30分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出席委員

2番	中野	栄	3番	嶺岸	勝志
4番	三須	清一	5番	大井	栄一
6番	大炊	三枝子	7番	成島	誠
8番	川村	泉治	9番	宮久保	勝
10番	根本	博			

### 4. 出席事務局職員

局	長	増田	浩四郎
次	長	大井	一郎
農地係	長	富塚	隆則

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画（案）について  
議案第4号 農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について  
報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出書について

**三須清一会長** ただいまから、令和2年第12回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

2番 中野栄委員

3番 嶺岸勝志委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」1件。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」は新規設定8件、再設定2件。

議案第4号「農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年12月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先の畑1筆、面積は165平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇南西側約408メートルに位置しています。位置図は、議案資料の4ページを御覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。農業経営規模を拡大す

るため、自作地から近く耕作に便利な農地の所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大井栄一調査会長** 議案第1号について、調査結果を報告します。

譲渡人、代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、自作地のみで約0.6ヘクタール、農業従事日数は、本人と妻が年間300日です。農用自動車、トラクターをそろえています。

経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年12月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、説明をいたします。議案資料は7ページからとなります。



事務局 「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年12月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案書は3ページから、議案資料は15ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積は972平方メートルです。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は1年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号2番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の畑1筆、面積は794平方メートルです。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は1年間、借賃は全面積で〇万〇、〇〇〇円です。

整理番号3番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,000平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号4番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の田1筆、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田2筆、〇〇〇〇地先の田4筆、合計7筆、合計面積は1万6,582平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号5番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇地先の田6筆、合計面積は1万4,041平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇〇キログラムです。

整理番号6番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇地先の田1筆、面積は2,974平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇〇キログラムです。

整理番号7番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇地先の田3筆、合計面積は9,204平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇〇キログラムです。

整理番号8番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇地先の田2筆、合計面積は6,042平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇〇キログラムです。

整理番号9番、使用賃借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇〇の畑1筆、面積は1,329平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

整理番号10番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の畑2筆、合計面積は524平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり年額〇万円です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大井第2調査会長から、議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

**大井栄一調査会長** 議案第3号整理番号1番、2番の借受者の経営面積は、借受地を含め約5.1ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、母が100日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号3番、4番の借受者の経営面積は、借受地を含め約13.85ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、母が250日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号5番から8番の借受者の経営面積は、借受地を含め約12.65ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が200日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号9番の借受者の経営面積は、借受地のみ約0.25ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間290日です。農用自動車、管理機、トラクターなどをそろえています。

続いて、整理番号10番の借受者の経営面積は、借受地を含め約1.2ヘクタールで、農業従事日数は、本人と子と母が年間300日、妻が350日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号整理番号1番から10番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。



(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり決定することとしました。

**三須清一会長** 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは、報告いたします。

報告は、第1号から3号までの3件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。届出事由は、住宅1件、借家住宅3棟が1件、長屋住宅及び公衆用道路1件です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、6件受理しました。届出事由は、住宅3件、駐車場2件、共同住宅1件です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、2件受理しました。届出事由は、2件とも相続です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から3号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和2年第12回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。